

令和5年度 第12回役員会議事要旨

日 時 令和5年9月27日（水） 10時30分～12時01分

場 所 本部棟2階大会議室

出席者 学長、渡理事、山下理事、寺本理事、石田理事、竹下理事、北村理事

欠席者 なし

陪席者 佐々木監事、南谷監事

1 審議事項

【一括審議事項】

学長から、役員会で協議し、教育研究評議会等で審議した（1）～（8）の案件について、一括審議する旨の説明があった。

次いで、総務課長から、一括審議事項の概要について、次のとおり説明があった。

（1）リール大学との学術交流協定締結について（部局間協定から拡大）

リール大学と2023年10月から5年間の学術交流協定の拡大締結について審議するもの。

（2）教職大学院認証評価の受審について

学校教育法第109条及び学校教育法施行令第40条に基づき、専門職大学院を置く大学は、認証評価を5年ごとに受けることが義務付けられており、令和元年度に学校教育学研究科が教職大学院認証評価を受審したため、令和6年度に受審することを審議いただくもの。

（3）令和2及び3年度実績に基づく自己点検・評価書（総括）（案）について

学校教育法109条に基づき、大学は、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら自己点検及び評価を行い、その結果を公表することと規定されている。本学では、令和3年度に平成28～令和元年度の自己点検・評価書（総括）を作成したため、今回、令和2及び3年度を対象として作成するもの。

（4）国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等の報告（令和5年度）について

令和5年10月末までに公表が求められている令和5年度の「国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書」の公表について審議

するもの。

- (5) 佐賀大学教育委員会規則の一部改正について
全学的な教育をけん引する組織が企画を提案し、プロジェクトの展開実施・構成員の意識向上等を通じて佐賀大学の教育を活性化させるための委員会規則の改正を行うもの。
- (6) 国立大学法人佐賀大学研究戦略マネジメント室設置規則の改正について
概算要求による将来的な組織設置を見据え、全学的な組織整備の観点から、「国立大学法人佐賀大学研究戦略マネジメント室設置規則」の一部改正を行うもの。
- (7) フューチャー・リソース推進プラットフォーム設置規程の制定について
共同利用・共同研究拠点「海洋エネルギー研究所」を中核とした学内F R関連研究の一元化により、本学独自のプロセス型研究を基軸として、潜在的なエネルギー・資源を活用した暮らしに役立てる転換技術の革新によるF Rの創出を担うため、「フューチャー・リソース推進プラットフォーム設置規程」を新規制定するもの。
- (8) さが藻類産業共同研究講座の設置（新規）について
一般社団法人さが藻類バイオマス協議会から申し込みがあった「さが藻類産業共同研究講座」の新規設置（R5. 10. 1～R10. 3. 31）について審議いただくもの。

審議の結果、上記8案件は了承された。

- (9) 「国立大学法人佐賀大学教員人事の方針の取扱いに関する申合せ」の制定について
渡理事から、「国立大学法人佐賀大学教員人事の方針の取扱いに関する申合せ（案）」について、説明があり、審議の結果、了承された。
- (10) 熱気球球皮の寄贈受入及び寄贈者への感謝状贈呈について
山下理事から、本学学生の課外活動団体（熱気球部）へ活動に不可欠である高価な熱気球球皮の寄贈の受入及び株式会社高山質店に対し、感謝状の贈呈を提案する旨の説明があり、審議の結果、了承された。
- (11) 佐賀大学SDGsプロジェクト研究所におけるプロジェクト設置認定について（令和5年10月期）
寺本理事から、令和5年10月1日付け新規プロジェクトを公募したところ、設置申請があったプロジェクト1件の設置の可否についての説明があり、審議の結果、了承された。

(1 2) 新運営体制の発足に伴う学内諸規則の整備について

総務課長から、新運営体制の発足に伴う学内諸規則の整備について説明があり、審議の結果、了承された。

2 協議事項

(1) 佐賀大学における定年年齢引上げ等への対応方針について

渡理事及び人事課長から、十分な意欲や適性を持って勤務できるシニア職員が長年の知識・経験を活かし、多様な働き方のもと、新たな役割に意欲をもって活躍できるような職場環境を提供できるよう、国家公務員の定年年齢引上げ等を参考とした、延長定年制度の導入を本学の方針とすることについて説明があった。

なお、本件については、次の役員会において、審議されることとなった。

3 報告事項

(1) 理工学部における定員増に係る手続きの結果について

渡理事から、大学の収容定員の増加に係る設置計画について、8月30日付で文部科学省より、設置計画を可とする通知があった旨の報告があった。

(2) 国立大学法人佐賀大学研究費不正防止実施計画の実施状況について

(3) 国立大学法人佐賀大学学長補佐について

総務課長から、令和5年10月1日付の学長補佐の指名について、報告があった。

4 その他

9月30日をもって任期満了となる寺本理事及び北村理事から挨拶があった。

以 上